

明治乳業争議団 ニュース

発行 明治乳業争議団
 連絡先 〒272-0015 千葉県市川市鬼高2-6-2
 TEL・FAX 047-332-5698
<http://tanisi-co.web.infoseek.co.jp/meinyuso/>
 働くルールの確立で人間性の回復を！
 No. 0608号 (08年12月15日)

「市川工場事件」東京高裁で結審、3月28日に判決！



結審日の朝宣伝

長期争議の背景と断絶構造

都労委、中労委、東京地裁と続いた判断の特徴は、会社主張の試験制度を前提とする「コー・ス別人事管理」を丸ごと認定する事で、「不当労働行為事件」で判断すべき、集団帰属に基づき集団間比較による賃金・職分

攻勢的な目で獲得した

高裁では、控訴人らが在籍する「一般昇格コース」内にも存在する賃金・職分号給格差を、地裁判決が「暫時縮小・解消し有意な格差は認められない」と誤認したことを重視し、口頭弁論を重ね「当審に於ける新たな争点」との訴訟指揮を獲得。そして、争点解明に必要

12月4日、満席の101号大法廷。代理人3名(守川、倉内、中丸各弁護士)による気迫の弁論に続き、控訴人ら代表の加藤繁敏が最後の弁論。「21年間も最下位職分に据え置かれ、私達が仕事を教えた10年も15年も遅く入社した労働者にも追い抜かれた屈辱感と精神的苦痛は、味わった者でなければわからない・・・」と訴え、「市川工場事件」の控訴審は、2年6ヶ月の審理を経て高裁民事5部(小林克己裁判長)で結審しました。

勝利判決を確信し争議団

な賃金・昇格資料の提出を会社に迫る求釈明と、その立証に関わる4証人の採用を実現し、格差の存在と不当労働行為意図、さらに、新制度への「移行格付け試験」の異常性を鮮明にしたのです。高裁は、結審前に「和解勧告」を行い、長期争議解決への道筋を示しましたが、明治乳業は「諸般の事情」を理由に拒否したのです。

12月8日、最高裁第二小法廷は、「JR東海の「不当労働行為事件」で、「職制上の地位にある者が、使用者の意を体して労組への支配介入を行えば、使用者との具体的な意図の連絡がなくとも不当労働行為にあたる」とする画期的な判断を示しました。まさに、この判断は、職制機構総動員での労組への支配介入を、「労対決」等として免罪されている、明治乳業事件に

全国争議を闘う「年末募金」へのご協力を要請します

明治乳業争議団 団長 小関 守

団体・各位の明治乳業争議へのご支援・ご協力に心から感謝を申し上げます。22年という長期争議となつていますが、「ならず者のレッテルを貼られたまま人生終われない」、との決意で団結して頑張っています。長期化する闘いの中で残念ながら多くが定年退職となり、厳しい年金生活の中で全国争議を闘っています。特に、北海道から福岡に及ぶ「全国事件」は、都労委期日に申立人らが上京する度

明治乳業争議団 団長 小関 守

に、どう節約しても「数10万」という費用となります。明治乳業を相手に、ひるむこと無く闘う為に、改めて「年末募金」の要請をさせて頂く次第です。別紙「振込用紙」を同封いたしました。よろしくお願ひ申しあげます。



全国愛知行動

明治乳業争議と「文化の夕べ」

中西和久・1人芝居

「ピアノのはなし」

会費 1,500円

2007年2月2日(金)

市川市文化会館

開演 18時30分

開場 18時

チケット普及へのご協力を

3月28日がいよいよ判決日・・・「文化の夕べ」は公正な判決を求める決起集会でもあり、一斉にチケット普及を始めます。皆様の一層のご協力をお願いします。

世界の「主」憲法を守るぞ！



十員 春委 藤任 後常

昭和37年入社、当時日給300円、月7500円の中から寮費6500円と社会保険料などを差し引かれると赤字になる。これには、大企業に入社したと喜んでたのにビックリしたとな、奮んでたのにビックリしたとな、を努め更に信望を厚くいただいたと語る。このような彼に会社は嫌悪感を露わにし、昼休みの時間帯に政治活動のピラを配布したとして、「懲戒処分」をかけた。同時に、大量の職制を関東・関西から(インフォーマル組織経験者)を転勤させてきて、組合支部を乗っ取り会社言いなりの支部に変質させよと振り返る。

彼は、自由時間における権利を求め、「処分撤回」で最高裁まで闘い、全国の労働者・地域から支援を得て、「昼休み時間の政治活動は自由」の画期的判決を勝ち取り全面勝訴したと満面の笑みを見せる。

いま、申立てている都労委審問で、「不当労働行為」の立証をぐすね引いて待っている彼は、調理師の免許を取り、酒の肴をつくっては連日友人達と、酒を酌み交わしている豪傑者だ。

ソフトボールで(相手弱いチームの時だけ選手)健康な身体をつくり、明治乳業の90周年100周年まで闘ってお祝いしたいと思ってる彼は、本心によかとな。

団員レポート記

「200名の参加デモ行進」

12月3日は、寒い1日でした。集会と11時30分からのデモ行進が快晴のもとで11時からの進となりました。



集会に先立ち、**明治乳業**を代表して高橋議長が挨拶し、「いま子供のいじめ問題が大きな社会問題になっているが、子供のいじめは大人社会の反映でもある。明治乳業のいじめをやめさせるために全力で頑張る」との挨拶がありました。

千葉労連を代表して、激励の挨拶に続き松本議長は「千葉労連も総力を上げてこの長期争議の解決のために頑張りたい」と挨拶しました。

地元の地域労連を代表して、阿部事務局長の挨拶に続き、山城事務局長の経過報告、争議団を代表して小関団長の決意表明、梅川副団長の挨拶



明乳争議団大阪の仲間も参加し、井村事務局長の決意も語られ盛り上がりのある集会となりました。

阿部事務局長の挨拶に続き、北小金駅前まで「明治乳業、野社長は争議解決を決断しろ」とシュプレヒコールを響かせて約40分のデモを行いました。特に、商店街の目抜き通りでは多くの人たちが注目してくれました。

高裁判決を節目に、来春こそ全面解決への闘いを！

東京地裁の不当判決からは12月4日に高裁で「結審」を迎えました。「逆転勝訴」

釈明を実現して4証人を獲得する等、新しい到達点を作りました。

また、都労委で闘う「全国事件」も、会社が必死に抵抗する中で5回の調査期

市川事件が東京高裁で結審となった12月4日の午後、都労委では「全国事件」の第5回調査がありました。

勢的に闘い、高裁判決の局面と都労委での実質審理開始を両輪に、明治乳業を

「全国事件」の第5回調査期日

司法判断を気にする公益委員が、「高裁判決が出ない」と期日は設定できない」と等と、その審査指揮が揺れる事に対し、労働委員会の独自性を貫く姿勢を厳しく求め、実質審理への指揮を強く迫りました。

去る12月8日、最高裁第2小法廷は、JR東海の組合員脱退工作などの「不当労働行為」事件に対し、JR東海を逆転勝訴させた二審（東京高裁判決）を破棄する画期的な判断を示しました。

明治乳業は、申立人ら提出の準備書面（1〜3）の

最高裁の判断は、組合員資格を有する中間管理職の行為について「経営側に帰属する職制上の地位にある者が、使用者の意を体して労組への支配介入を行えば、使用者との具体的な意思の連絡がなくても不当労働行為にあたる」との初判断を明確にしたのです。

次回期日は来春2月21日（13時30分）ですが、「補正命令」を求める上申書の却下と、会社に認否を迫る闘いが重要です。そして、次回期日には「立証計画」と「証人申請」の準備などを攻

で調査が進行している「全国事件」においても「不当労働行為意思」にかかわる会社の一貫した主張として、「労対決論」があります。すなわち、会社が労組右傾化を狙って「インフォーマル組織」を各地で一斉に結成し、役員選挙等に介入した事実を隠ぺいし、主任・係長も組合員だから、労組内部での争いであり、明治乳業は一切介入してないとの主張です。そして重大なのは、これらの会社主張が、不当命令・判決に反映しているのであり、現在進行中の「全国事件」における、公益委員の指揮の中にもある事です。

「全国事件」の第5回調査期日



10月30日〜31日本社裏り込み

都労委「第6回調査期日」
07年2月21日（水）
午後1時30分〜

明治乳業「市川事件」の審理を通して、また、都労委

「逆転勝訴」の道を切り開く決意です。